

株式会社KUサポート

運輸機関の運休、台風等のその他の災害及び

震災時等の社員の勤務に関する内規

運輸機関の運休、台風等その他の災害及び震災時等の勤務は、次のとおりとする。

1. 運輸機関の運休時の勤務対応について

- (1)東急田園都市線以外の交通機関が運休しても平常勤務とする。ただし、運休の影響で出勤が遅れたり、欠勤した場合は、その旨を通常の方法によって届出ること。
 - (2)正午までに東急田園都市線が運休を解除した場合は、解除次第勤務する。正午現在運休している場合は全面的に休業とする。
 - (3)夜間勤務者については、正午現在東急田園都市線が運休している場合は、当日の勤務は全面的に休業とする。
- (注)授業が「休講」となった場合でも、東急田園都市線が運行していれば平常勤務となる。

2. 台風や震災時等の勤務対応について

平常勤務の場合でも下記(1)、(2)に該当し、通勤の安全が危惧される状態の時は、個人判断により天候回復まで自宅待機し、出勤が遅れたり、欠勤した場合はその旨を通常の方法によって届出ること。

なお、就業時間中の対応については、別途会社から指示する。

- (1)台風、低気圧等により、東京23区又はその隣接地域に「特別警報」(大雨、暴風、暴風雪、大雪等)や「警報」(大雨、暴風、暴風雪、大雪等)が発表されている場合。
- (2)大規模地震対策特別法に基づく「警戒警報」が発令されている場合。

附 則

この内規は、平成25年10月15日より施行する。